

農林水産省の取組 ～農産品物流に関する政策～

平成30年 3月

九州農政局

経営・事業支援部 食品企業課

パレット部会の検討内容・スケジュール等(案)

- 農産品物流におけるパレット化を促進するため、業界を横断した関係者により、パレットの共同利用や管理のためのルール・運用方法、パレット化の普及・拡大に向けた業界の取組等について検討。
- 平成30年3月末を目途に取りまとめを行い、その後は、民間ベースの自律的な取組を促進する。

■ スケジュール(想定)



■ メンバー

- **構成員** ※実務担当者レベル
 - ・生産者団体(4団体程度)
 - ・卸売業者(3社程度)
 - ・小売業者(4社程度)
 - ・物流業者(3社程度)
 - ・農林水産省(食産局、生産局、経営局、政策統括官)
 - ・国土交通省(総合政策局、自動車局)
 - ・経済産業省(商務・サービスグループ)
- **事務局**
 - ・農林水産省食料産業局食品流通課

■ 具体的な検討内容

- **パレットの共同利用・管理ルール**
 - 基本原則(利用パレットの種類、回収方法等の基本スキーム等)、出荷・転送や返品、入庫時の管理方法(パレット伝票等)、保全方法等について検討
- **ルールに基づく運用方法**
 - 上記、ルールに基づき、出荷時のパレットの調達、出荷・納入時の伝票の取扱い、空パレットの保管方法等に関する運用マニュアルの策定を検討
- **パレットの普及・拡大に向けた取組**
 - 上記、ルール・運用方法に基づくパレット化の促進に向けた各業界における取組のほか、パレットの規格統一に向けた取引等について検討

- 食品産業の生産性向上に向け、ロボット・ＩＴ導入等を図る事業者向けのフォーラムの開催、生産性を飛躍的に向上させる設備導入を支援するとともに、農産物等の物流を効率化するため、ＩＣＴシステムの導入等を支援。

現状/課題

- 「生産性革命」に向けて特に生産性の低い業種・中小事業者に対して集中的な対応が求められており、労働生産性の低い食品産業の取組を後押しすることが急務の状況。
- データ化された栽培ノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護のあり方や利活用のルールが整備されておらず、適切な措置を講じなければ、我が国の重要な情報が流出し、スマート農業の進展に支障を来すおそれがあり、早急な対応が必要。

（１）食品産業全体の取引改善等の課題解決

食品産業界における取引条件の改善等の課題解決に向け、優良取組事例等の調査や食品企業向けセミナーの開催を実施（委託）。

（２）生産性向上フォーラムの開催

食品製造事業者、機械製造事業者、コンサルタント等による「食品産業生産性向上フォーラム」（仮称）を開催し、生産性向上に対する意識改革を推進（委託）。

（３）生産性を飛躍的に向上させる設備等の導入

食品製造業の生産性向上を図るため、生産性を飛躍的に向上させる設備の導入、即効性のある高性能設備の整備について緊急的に支援（補助）。

（４）物流効率化システムの導入

農産物等の物流を効率化するため、「トラック予約受付システム」等のICTシステムの導入について緊急的に支援（補助）。

（５）農業データの知財保護・活用の推進

農業データ連携基盤の本格稼働開始までに対応するため、農業分野の価値ある情報について、知的財産として保護のあり方や提供・活用する際のルールを検討し、関係者間で締結する契約に関するガイドラインの策定を支援（補助）。

○生産性を飛躍的に向上させる設備の導入



商品の包装工程において、箱詰めから封函まで自動で行うロボット



小さな作業領域で高出力かつ高精度で製品をピック＆プレイスできるロボット

○物流効率化システムの導入

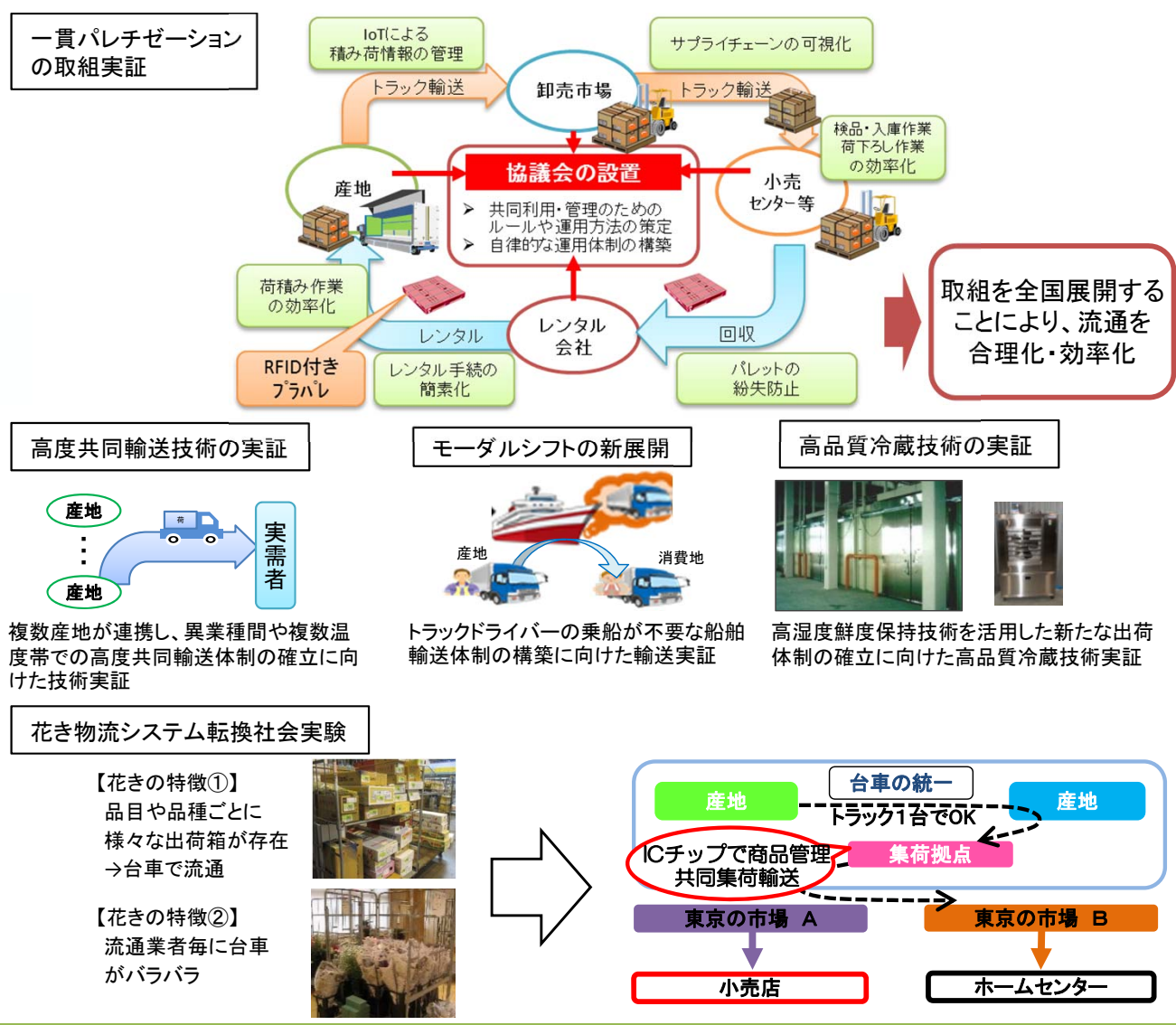


トラックバースの空き時間を見える化し、ドライバーがスマートフォンなどの端末から事前予約できるシステム

食品の流通構造の合理化を図るため、パレットの導入等による物流の効率化等を支援するとともに、ICTを活用したサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等を支援。

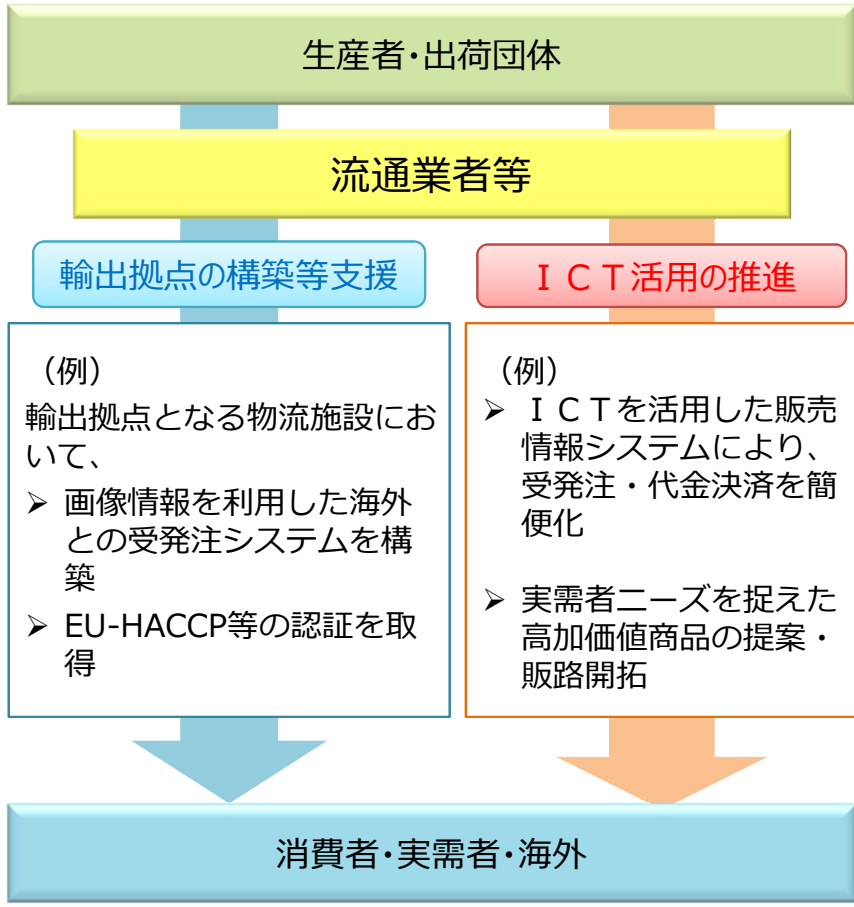
物流改革等支援のイメージ

一貫パレチゼーションの取組や、新たな流通技術・方式等の実証等を支援

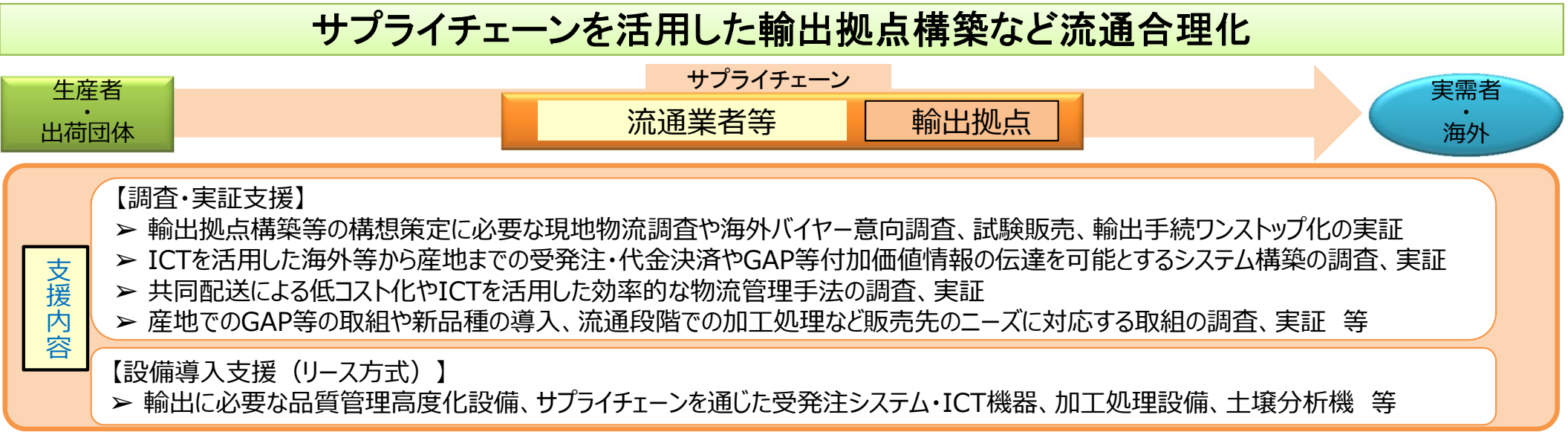
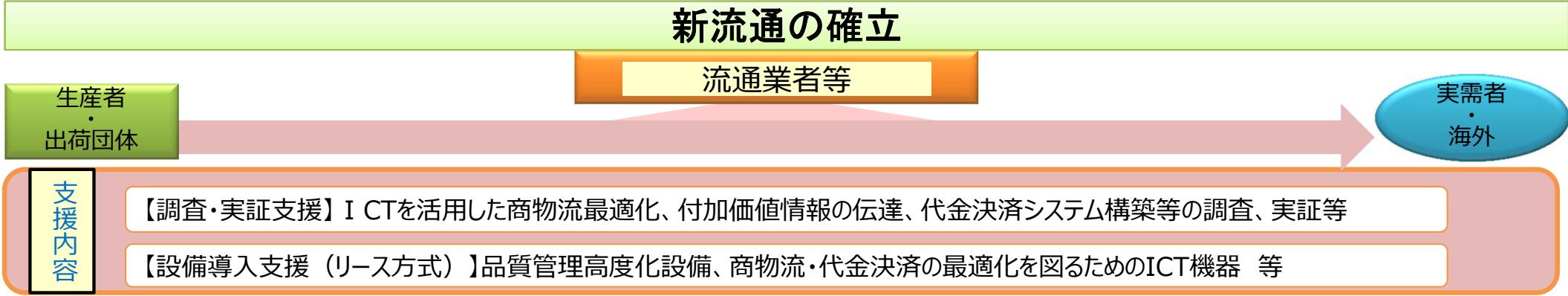


輸出拠点構築等支援のイメージ

流通業者等によるICTを活用した生産情報の実需者への提供、代金決済システムの導入等による輸出拠点構築などサプライチェーンの合理化に資する調査・実証、関連設備の導入を支援



- 農業競争力強化プログラムに基づき、生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、流通業者等による新流通の確立やサプライチェーンを活用した輸出拠点構築などの流通合理化の促進が必要。
- ①新流通の確立のため、流通業者等（※）が取り組む生産者と実需者とを結ぶ商物流の最適化等に必要な調査・実証及び関連設備の導入を支援。
- ②流通合理化に向けて、流通業者等が取り組むサプライチェーンを活用した輸出拠点構築やICTを活用した商物流の効率化等に必要な調査・実証を支援するとともに、輸出に必要な品質管理やサプライチェーンを通じた商物流システム等の設備導入を支援。
- （※）通販、宅配、小売、市場関係者のほか、流通業者と連携する事業者を含む。



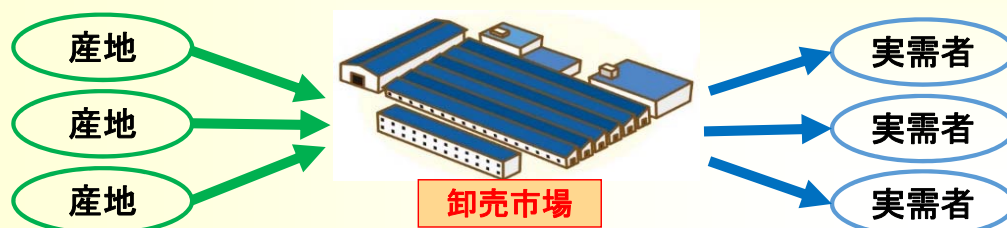
強い農業づくり交付金（食品流通拠点整備の推進）

【平成30年度予算概算決定額:20,154(20,174)百万円の内数】

- 卸売市場施設整備については、卸売市場整備基本方針等に基づき、①市場間連携や産地・実需者との連携、②高度な品質・衛生管理、③輸出拠点としての機能発揮、④物流の効率化、⑤災害時対応機能の強化等を推進。
- 農産物の物流については、共同配送等の効率化等の取組を推進。

➤ 卸売市場施設に求められる機能を高度化するための施設の整備

1 卸売市場施設



- ◆ 中央卸売市場及び地方卸売市場が行う取組を共通メニュー化し、基本方針に沿った取組を行う卸売市場のみを支援の対象。
- ◆ 共通メニュー化に合わせて、中央卸売市場と地方卸売市場の交付対象施設を統一化。

- 中央卸売市場施設整備
- 卸売市場再編促進施設整備
 - ・ 地方卸売市場への転換
 - ・ 他の卸売市場との連携
 - ・ 廃止
- 卸売市場活性化等事業
 - ・ PFI推進
 - ・ 卸売市場活性化推進
- 地方卸売市場施設整備
 - ・ 他の地方卸売市場との統合
 - ・ 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動
 - ・ 産地・実需者と連携した集荷・販売活動
 - ・ 輸出促進
- 卸売市場耐震化施設整備

- 品質・衛生管理高度化
- 物流効率化
- 市場再編・連携
- 輸出促進対応
- 防災対応

2 共同物流拠点施設

➤ 共同配送等による効率化の取組を推進するために必要なストックポイント等の物流拠点の施設の整備

